

第三者評価結果入力シート（弘済のぞみ園）

種別	児童心理治療施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ふくてっく

②評価調査者研修修了番号

SK18232

SK18233

SK18235

1201C029 大阪府

1801C022 大阪府

③施設名等

名称：	大阪市立 弘済のぞみ園
施設長氏名：	丸岡かおり
定員：	40名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	吹田市古江台6-2-1
T E L：	06-8811-8011
U R L：	http://kohsaimirai-nozomi.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	2006/4/1
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人みおつくし福祉会
職員数 常勤職員：	36名
職員数 非常勤職員：	4名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の人数：	12名
有資格職員の名称(ウ)	看護師
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称(エ)	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称(オ)	心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称(カ)	管理栄養士／調理師
上記有資格職員の人数：	1名 / 2名
施設設備の概要(ア)居室数：	児童居室17室、保育士室、プレイルーム、浴室、便所
施設設備の概要(イ)設備等：	玄関、事務室、施設長室、更衣室、各種倉庫、会議室、児童玄関
施設設備の概要(ウ)：	
施設設備の概要(エ)：	

④理念・基本方針

<p>【経営理念】 法人設立から50余年にわたり設立の志を継承、時代の変遷とともに多様化する福祉ニーズに積極的に取り組み、施設利用者の笑顔あふれる満足感達成のため、職員が丸となってより質の高い福祉サービスを提供するとともに、地域福祉の信頼ある担い手として、活力ある法人経営を目指します。</p> <p>【経営方針】 1. 法令の遵守 関連する法令の内容を正しく理解し、諸規定の整備や職員への周知徹底を継続的に行うとともに、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営に努めます。 2. 権利擁護と自立支援 利用者の人権を尊重、あまた個人の尊厳に配慮した質の高い安心・安全なサービスの提供に努めます。 3. サービスの質の向上と人材育成 福祉の専門職として、職員の専門的知識と技術の向上を図ることによって、法人全体の組織能力を向上させ、利用者・家族・地域の意向に沿った質の高い福祉サービスを還元します。 4. 安定した経営体制の構築 規制緩和による多様な主体の参入により、社会福祉法人の経営が厳しさを増す中、各事業所の相互理解と連携のもと、法人全体で事業運営の透明性と効率化を図り、地域に根ざし安心して利用できる安定した経営体制の構築に努めます。</p> <p>【職員理念】 一、こども一人一人を大切に、安心・安全な生活の中で愛情を持って育てます。 一、こどもたちは共に暮らす仲間、信頼できる大人から多くのことを学びながら成長します。 一、職員はこどもたちの成長をうながす理論と、適切な援助技術を学び続けます。 一、専門的なケアを十分におこない、家庭・地域や関係機関と協力して、自立できるよう援助します。</p>
--

⑤施設の特徴的な取組

①ハイブリッド施設

児童養護施設と併設していることで、お互いの長所をいかしながらの協力体制がある。また、大人だけでなく、子ども達にとっても、グループワークを通して、「育ちあい」を基本に成長できる環境にある。

②それぞれの子どもにあわせた学習環境

施設の子ども達だけが通う学校（大阪市立弘済小中学校）が施設のすぐ隣にある。施設の職員と学校の教員の連携を密にすることで、子どもに一貫性のある支援を行うことができている。

また、中学生を中心に、家庭教師、あすはな出張塾（特別なニーズを持った子どもへの学習支援）、園外学習塾と個別のニーズにあった、学習環境を提供している。

③グループワーク活動

弘済の3大グループワーク（話し合い活動・クラブ・作業）を始めとして、様々な所でグループワークを展開し、子ども達の社会性・自尊心向上などにつながる支援を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/6/6
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/1/26
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

■特に優れた点

【ハイブリッド施設の特質】 児童養護施設と児童心理治療施設が併設されており、両施設長はじめ多様な職員の協働体制が活かされている。また、子どもたちにとっても集団行動を基本とする育ちあえる環境があります。

【学習環境】 施設に隣接して入園児童だけが通う小中学校があり、加えて外部塾や出張塾の取組があって、子どもの個別ニーズに即した学習環境が整っています。

【人材育成】 手厚い新任研修が施されており、また人材育成委員会が頻りに検討会議を重ねて職員一人ひとりの目標管理に即した研修体制を整えるとともに、綿密な人事考課と充実した面接を重ねて人材育成しています。

【子どもからの意見や相談が受けやすい体制作り】 安心安全アンケートや子ども会議、棟会議、意見箱等、子どもたちの意見をくみ取る仕組みを構築しています。出て来た意見や相談事には、迅速に対応する取り組みも行われています。

【性教育の取組】 性教育委員会を中心に、学齢に応じたプログラムを用意し、生の大切さや性問題に関する教育が行われています。また、性問題発覚時の対応マニュアルも充実しています。

【アフターケア体制】 アフターケア計画書を作成して、疎遠になりがちな家庭復帰後の退園者とのLINEを駆逐するなど、アフターケアの手厚い支援を行っています。

■改善を求め点

【中長期ビジョンの明確化】 みおつくし福祉会という大法人の一施設であり、法人全体の中長期ビジョンを基本としていますが、大阪市指定管理施設であること、また市管施設でありながら市外に立地するなどの特殊性があり、その特性に応じた独自の中期計画の明確化が求められます。

【ケアニーズの高度化に対する支援について】 益々専門性が求められるインケアに加え、アフターケアや親子関係再構築など、子どもの自立支援に向けた機能強化を組織的に行うことができる体制づくりが求められます。

【教育の場と生活の場の関係性】 教育の場と生活の場が完結していることは強みである反面、子どもの社会性を育む上での制約にもなっています。

また施設の小規模化や家庭的環境の創造を目指す上で、職員を「先生」と呼ぶことは不自然です。

食事や生活全般における設えの施設特有の雰囲気や工夫が求められます。

【地域との関係性構築】 子どもと地域との交流を広げる取組が十分ではありません。また、地域の福祉ニーズ等を把握し、

これに基づく公益的な事業・活動が行えていません。

【施設建物の保全】 公共建築物法定点検報告書に記載されている「既存不適格事項」の一部は、子ども達や職員の安全を損なう重要な指摘があります。早急に改修されることが強く求められます。

【計画的な環境整備の取組】 共用空間の損傷が目立ちます。子どもの情操教育の面でも適切な修繕や改善の取組が求められます。

【問題行動への対応】 子ども間の暴力、いじめ、差別などの早期発見、要因の把握、その後の対応策や問題克服に向けた取組の充実が求められます。

【社会的スキルや社会的ルールの習得のための取組】 園内で生活が完結する環境ゆえに、難しい社会的スキルやルールを

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は第三者評価を実施して頂きありがとうございました。細かい部分まで丁寧に見て頂き、施設の特性をより伸ばしていく部分と、特性があるが故にあまり開拓できていなかった部分など、気付かされた課題がたくさんありました。こどもと職員に対するアンケートからも様々な意見が出ており、職員としての意識の持ち方、姿勢の在り方を改めて考えさせられました。今後は、多くの課題を職員間で共有して計画的な改善に努め、こどもも職員も満足できるような施設を目指していきます。

⑨第三者評価結果（別紙）

評価結果【タイプA】（弘済のぞみ園）

共通評価基準（45項目） I 治療・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>社会福祉法人みおつくし福祉会（以下「法人」とする）の経営理念・経営方針を土台とし、大阪市立弘済のぞみ園（以下「園」とする）の職員理念をホームページやパンフレットに記載しています。毎年度の事業報告書には、職員理念に加え運営理念や入所児童の傾向、基本理念、生活援助の基本姿勢を掲載し、4月の職員会議で説明しています。さらに、朝のミーティング、連絡会等で職員理念を唱和し周知にも努めています。子どもたちや保護者等は治療・支援の大切なパートナーですので、職員理念等をわかりやすく説明し周知するための仕組みの検討を期待します。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>平成28年の抜本的な児童福祉法の改正を受けて、平成29年に「新たな社会的養育ビジョン」が取りまとめられる等、児童福祉を取り巻く社会環境は大きく変化しています。そのような変化の中で両園長は協力して全国児童養護施設協議会や近畿児童養護施設協議会、大阪市児童福祉施設連盟の部会等の研修や会議に参加し、業界の動向の把握に積極的に努めています。それらの情報は、法人全体の取り組みとして精査・共有にも努めています。また、園の子どもたちは、児童相談所からの措置として受け入れる規程上、「経営環境」という言葉はなじみにくいのですが、社会が生み出す「今日的児童福祉課題」に対応しようと努めています。大阪市立の指定管理施設でありながら、吹田市に位置している園は、市の動向にも注視しなければならず、その明確な方向性が示されない現状から、課題等を把握し分析するまでには至っていません。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>運営状況や家庭支援、学校との連携等の実施事業状況や経営状況については「事業報告書」で毎年度の入所・退所の利用状況など一年間の状況について資金収支計画書とともに報告しています。「事業計画」には、①基本運営方針と今後の取り組み、②利用者サービスの質の向上への取り組み、人材育成に向けた取り組み等を包括的に取りまとめつつ、より具体的な職員の目標となるように「支援目標」として掲げ、4月の職員会議で報告しています。しかしながら、職員ヒアリングでは経営課題が明確にされ、具体的な取り組みが進められているという認識は低いように思いました。指定管理の動向が見通せず、先行き不透明なために説明できていないという状況ではありますが、役員や職員に課題及び重点事項について、周知する取組を期待します。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>法人の「中長期計画」には、令和4年に大阪市指定管理の延長か民間移管予定とあり、令和11年までに小規模化完了予定と記されています。また、本園の平成30年度の「中期計画」では、指定管理が外れることも念頭に置き、安定した施設運営と財政基盤の整備や人材確保などの取り組み、大阪市の動向を踏まえつつ現在と将来のあるべき姿を捉え、理念や基本方針を実現するための具体的な取り組みを策定し、必要に応じて見直しも行っていきます。今後は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価が行える「中・長期計画」の策定が期待されます。</p>	

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>単年度の「事業計画」及び職員の「支援目標」は、法人及び園の中・長期的な展望に基づいて作成されています。その内容は単なる行事計画ではなく、園としての基本的な考え方が明文化されています。しかしながら、「中・長期計画」と同じく、数値や具体的な成果などが設定できておらず、その実施状況の評価が行える内容には至っていません。「いつまでに、何が、どれ位の、状態になる」といった具体性を持たせ、それぞれの計画を遂行する責任者や担当者、委員会等を関連付け実行可能な「事業計画」の策定を期待します。</p>		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者 評価結果
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>「事業計画」は、前年度の実施状況と次年度の課題について話し合う会議を各委員会が開催し、その内容に基づき園長がたたき台を作成し、リーダー会議、主任会議等で検討し策定しています。策定された「事業計画」は、新年度4月の職員会議で配布し、説明しています。しかしながら、「事業計画」の定期的な見直しは適宜実施してはいますが、見直しの手順や時期が定められるまでには至っていません。また、職員への周知や意識づけが十分とは言えない点もあり、理解を促す取組に期待します。</p>		

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【判断した理由・特記事項等】		
<p>法人のホームページにおいて、「事業計画」を公開していますが、子どもや保護者への説明はなく、周知には至っていません。子どもや保護者等に「事業計画」を周知し、理解を促すための取組は、園が行っている治療・支援の意図が理解されるために必要なことです。「事業計画」すべてについて説明することはありませんが、「事業計画」のうち、子どもに関わる主な内容を簡潔にまとめるなどの工夫をし、フロアの代表者からフロアへ報告する機会をつくったり、機関紙等何らかの機会をとらえて周知することにより治療・支援に対する安心感や信頼感を高める取組に期待します。</p>		

4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>園では、職員の経験や職種に応じた評価項目について毎年自己評価を行い、第三者評価を定期的に受審しています。自己評価で把握した課題についてフローごとに検討し、改善計画を立て実行した上で、主任や園長から評価を受けるというPDCAサイクルができていますが、組織的な計画性が十分ではありません。また、業務改善委員会を設置し、チューターマニュアル（標準的実施方法）の見直しを行っていますが、多数のマニュアルの作成に追われていて、評価目標の達成度が低い項目について改善に努め、治療・支援の質の向上に関する取組を組織的に実施・評価する体制づくりにいっそうの努力を期待します。</p>		

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>前回の第三者評価受審で把握された課題は文書化され、チューターマニュアルの見直し等の取組が行われていますが、毎年度実施している自己評価からの課題は文書化されておらず、職員への周知も不十分なようです。業務改善委員会が中心となって仕組みができつつあります。今後は、評価結果（自己・第三者）にもとづく課題に対して、すぐにできる課題、困難で長期にわたる課題、予算化が必要な課題など仕分けすることによって、改善課題の特性を明確にし、計画的に行うための取組を期待します。さらに、改善策や改善の実施状況の評価を行うための仕組みづくりも期待します。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
園における園長の役割と責任は、法人の職務遂行基準に明確に規定され、園長はそこに示された職務に基づいて園の経営管理方針を会議等で示しています。園は、併設する弘済みらい園（児童養護施設）とで構成するハイブリッドな施設運営をしています。両園の園長はよく協働することによって、そろって不在であるという状況をなるべくつくらないよう連携しています。両園長をツートップとした職員体制は両園を横断して有機的に連合しており、主任以下の職務分掌や報連相（指示系統）は職務分担図や会議関係図に詳細に文書化して、各種会議の構成や各層職員の役割も明確になっています。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
園は、大阪市立の施設であるとともに、大法人が経営する一施設であり、また大阪府吹田市に立地するという特性があります。このために、園長は様々な会議や協議会、研修会等に参加する機会があり、広く関連法令等の情報を得る機会を持っています。全国、大阪府、北摂の児童心理治療施設連携からも、法令に限らず具体的取組や発生した法令違反の事案情報も知ることができています。また、ここでもハイブリッドな施設運営の利点で、両園長が情報を共有することによってさらにその幅を広げています。このようにして得た知見について、園長は朝礼や職員会議等の場で文書を提示して職員に周知しています。今後は遵守すべき法令等の幅をさらに広げるとともに、職員の周知度と治療・支援の実践が伴っているかを確認する取組を期待します。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	第三者 評価結果
① 12 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【判断した理由・特記事項等】	
園は併設の弘済みらい園と連携するハイブリッドな運営体制、そして敷地内に専属の小中学校を持つ完結型機能を強みとして、他の児童心理施設にはない児童養護の特性を合わせもって、心理治療を要する入所児童のケアニーズの高度化に対応した治療・支援を実施しています。園長は同園の看護師から本園の園長に就任し、医療職の合理的見地から治療・支援の現場の構造的改革を推進して質の向上に指導力を発揮しています。両園を横断して多様な委員会構成を設置し、職員参画のもとで改善のための具体的な取組を検討し、その推進を4名の主任に委ねながら、みらい園の園長と共に統括指揮しています。元来、生活指導の職ではないこともあって直接現場を指揮するのではなく、組織的な職員のチームワークの働きを高めようとする取組は高く評価できます。職員の側からは、もう少し具体的な指示を求める声がありますが、園長のとるべきリーダーシップのあり方についての意思表示を明確にして、職員個々の自発的な資質向上志向を促す取組を期待します。	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
園は併設するみらい園に比して経営的には安定しています。しかしながら大阪市立施設としての指定管理体制の継続如何が定まらず、また国の「新しい社会的養育ビジョン」による施設の小規模化等、家庭的養護の推進計画の、児童心理治療施設としての対応方針にも議論があって、園長として計画に指導力を発揮することを困難にしています。そんな中でも、大きな変革を見越して組織内に多様な委員会を設置して業務の実効性を高める取組を指揮しています。園長はそのような多数の取組に直接参画するのではなく、4名の主任をSVとして各委員会を分担して担わせ、各委員会に職員を所属させて各々の主体的な参画とチームとしての力量を向上させることを企図しています。しかしながら、ハイブリッドな運営体制の層の厚みに伴う強みの反面として、相互に譲り合う甘さといった弱みも露呈しています。指定管理の趨勢や家庭的養護体制への移行という、未だ明確な指針が示されないとはいえ大きな変革が眼前に迫っています。大舎制ホームの強みに安住していることはできません。園長以下全職員が共通の意識を形成して一丸となる組織運営体制を創ることによって、危機を組織改革のチャンスとするよう期待します。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>人材の確保は法人が方針を立てて計画的に取り組んでおり、園長が法人の人材確保委員・育成委員として参画しています。職員の資質向上についても法人の事業計画に、チームとしての力量の向上やS V体制の確立、職員一人ひとりの援助技術の向上などの方針が示されています。治療・支援に関わる専門職、各種加算職員の配置にも積極的に取り組み、必要な福祉人材の確保は計画に沿って実施されています。職員の間には部門により人員不足感やF S Wが専任ではないなどの指摘がありますが、一定水準の人員確保がなされている状況です。新規採用職員を入職前から研修し、あるいはアルバイト採用して、4月からの職務に馴染みやすくするとともに、手厚い新任研修を実施して早期離職を防ぐ工夫も凝らされています。ただ、特徴ある児童心理治療施設として、園にはますますの専門性と多機能化が求められており、さらなる人材確保・育成と定着の取組を期待します。</p>	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>「期待する職員像」については職員理念に基本的（法人全職員に共通）な指針が示され、その上で「職務遂行基準」で園長、主任から初級職員に至るまで、それぞれの役割や求められる能力を詳細に規定しています。職員には、自らの将来像を描きにくいという声もあります。これには組織としての支援も欠かせませんが、課題は当人の意欲と行動にあります。</p> <p>人事管理に関しては法人の「人事考課制度実施要綱」に、その目的と取組の詳細が規程されて職員への周知が図られています。人事考課は目標管理のみならず、職能評価考課、経験評価考課を合わせ、フィードバック面接を経て職員の育成に資することを目標として詳細な取組となっています。しかしながら福祉の仕事を定量的に評価することは難しく、昇給、昇格等の職員処遇に結びつけることはできていません。難しい課題ですが、フィードバック面接等を通して職員個々の納得度の確認やモチベーションの高揚につながる人事考課制度の実効化を期待します。</p>	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者 評価結果
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>園長が園内の就業状況を把握して、人事管理に関する業務を統括する法人に報告し、職場環境を調整しています。組織としての仕組みはよく整っており、残業の抑制などについては併設のみらい園に比して成果が現れています。一方、職員の側からは管理的で現場の声が反映されていない、部門間でワークライフバランスの評価が分かれる、といった声があります。その中でも仕事内容や勤務状況については肯定的評価が多数ですが、一方看護・心理士には不満の声が半数近く、高い比率であがっています。特に、園には多数の心理士が勤務していますが、心理治療にあたる部屋が2か所しかなく、セラピーが夜に及ぶ事態が常態化しています。心理治療施設の中核的機能を支える職場環境に不備が認められるので早急な改善が必要です。職員間の人間関係については組織としては悪くないと判断していますが、職員の意識調査によれば職員間や上司との関係を問題視する指摘があり、その傾向は間接支援職員に強く出ています。今後は、施設ハード面の整備、休憩時間の確保を含む勤務時間の適正化の継続、職域間のバランスを図るとともに、日常的なO J Tの充実やチューター制度の活用を通して、職員間のチームワークや声掛けを促して、協調的な関係性を育むことが求められます。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者 評価結果
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>園では「期待する職員像」を4項目の職員倫理や、各職域ごとの職責を人事考課で明示しています。職員はそれに基づいて個々の目標を年度初めに設定し、5・6月の個別面談、11月の中間面談、12月の人事考課のプロセスを経て目標管理を行う仕組みが整備されています。また、初任者、中堅、リーダー各層ごとに手厚い研修体制が組み立てられています。</p> <p>ただ一部の職員については、面接が定期的に確実に実施できなかったこともあったようですので、今後は確実な実施を期待します。</p>	

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
---	--	---

【判断した理由・特記事項等】

園は同敷地に弘済小中学校を構え、また児童養護施設弘済みらい園を併設するという特性を有しており、心理・治療の専門性を高めるとともに、生活・心理・教育・医療の協働による支援体制を目指しています。新しい社会的養育ビジョンに向けて、そのような心理治療の専門性と家庭的養護の両立を慎重に模索するなかで、職員に求められる資質は益々高度化する中、人材育成委員会が頻りに検討会議を重ねて職員各層の研修を計画・実施しています。研修後の報告や伝達研修の取組もあり、研修内容の評価や組織的共有もできています。職員の研修意欲も高く、学びたいテーマも専門的な援助技術に限らず、一般常識、雑学、人間力を高めるテーマなど多岐に及んでいます。ただ、今期はコロナ禍の影響もあって、園外研修への派遣や職員間の自主研修などの取組が難しくなっています。今後は、感染症の抑制に留意しながら「新しい日常」を確立して、積極的な教育・研修の取組を再構築することを期待します。また、治療・支援の専門的技術に求められる水準は今後ますます高度化していきますので、職員個々に求められる専門資格や専門技術を明示して、研修計画に反映することも大切です。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
---	-------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

前項で指摘したように、人材育成委員会を中心とする職員の教育・研修の取組は手厚く、また、本項目が問う「一人ひとりの機会確保」についても、厳しい労務環境の中で一定水準の配慮や工夫がなされています。スーパービジョンの体制についても、精神・心理の専門家によるSVや、LSWなどテーマを設定したSVの体制とともに、園内では主任がSVとして各委員会をリードして職員の資質向上を図っています。ただ、こうした研修の成果を、組織のチームワークに支援力の実効性につなげるためには、研修成果を個人に内在化させずに全体化することと、職員各層に対するOJTの充実が欠かせません。前回の第三者評価受審時にも指摘されたチューター制度も準備中でまだ十分に機能していませんが、早急に体制を整えるとともに、これを導入したOJTマニュアルの策定と実施、それに欠かせないリーダー層の指導力強化が急がれます。

(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者 評価結果
--	-------------

①	20 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
---	---	---

【判断した理由・特記事項等】

園では、実習生受入れの基本姿勢を「実習生指導マニュアル」に明文化するとともに、「同チェックシート」で確認しながら実習生を受け入れています。保育士実習と社会福祉士実習、それぞれ独自の実習プログラムを作成し、実習期間中の状況確認には実習派遣校とも連携を図っています。このほか、心理士等専門職を目指す学生の実習も受け入れています。実習指導にあたる職員は年度初めに留意事項等について意見交換して理解を共有するとともに、指導者研修を受講して指導に当たっています。今後とも、児童心理治療施設の高い治療・支援ノウハウを活かした福祉人材育成を期待します。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
------------------------------	-------------

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
---	-------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

園（法人）ではホームページ等を活用して施設（法人）の理念や基本方針、治療・支援の内容、事業計画、事業報告そして各種財務諸表を適切に公開しています。しかしながら、園が立地する地域へアウトリーチしていくような認識が組織として不足しています。地域の福祉向上のための取組として特筆できることはなく、また地域からの苦情・相談体制や、苦情・相談に基づく対応状況の公開も確認できません。法人の経営理念・方針・事業計画には「地域に密着し貢献できるサービスの拡充」と、そのための人材確保・育成が謳われています。また、園の職員理念にも「家庭の回復力への支援、地域社会との連携」を明記しています。吹田市に立地しながら大阪市管施設という特性があつて難しいという側面は理解できますが、だからこそより強い意志をもって取り組むことが求められます。

② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---------------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

法人の事業計画には「社会福祉法人として、運営の透明性を保ち、説明責任を果たしていくためには、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底は不可欠な要素である。」として、監事監査とともに、2017年からは新法に基づく外部監査を実施しています。これらの監査で得られた監査指摘の結果や改善点等については、法人全体で共有して改善を図っていくこととしています。
園内においては、説明が不十分という声もありますが、職務分掌と権限・責任並びに諸ルールを明確にして周知しています。その上で、生活支援職員が精算などの事務処理にも携わることによって一定の内部監査機能（ダブルチェック）も活かされています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b

【判断した理由・特記事項等】

園は大阪市立施設ですが吹田市に立地し、園内に専用の弘済小中学校があって子どもたちは中学生までは地域の学校に通うことはありません。その特性から、地域で暮らすことが困難な児童に安心・安全な協育環境を整えて治療できる強みがあります。その反面、地域との交流は少なく、古江台地区あおぞら子ども会への参加と園が主催する弘済フェスタへの地域招待などに限られています。このため地域に向けた日常的なコミュニケーションは十分ではありません。一部活発な児童は地域の友だちを園に連れてくることもあり受け入れています。園内道路を經由してアクセスする園は外来者が訪問しやすい環境ではありません。それでも様々なボランティアの受け入れを積極的に行っています。また、買い物や塾通い、地域の理髪店の利用などを促して支援していますが、十分とはいえず、子どもが高校生になるといきなり外の世界に触れることが課題となっています。令和2年度弘済みらい園・弘済のぞみ園支援目標にも【児童の目標・自立支援にむけ、成長・発達を支援する】の中で、「自立していけるように育てるとは、一人で生きていける強さを身につけさせることではなく、人と関わる力を育てることである」とされているように、子どもたちと地域社会の交流を促進することが求められます。

② 24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
--	---

【判断した理由・特記事項等】

ボランティアを受け入れる目的（姿勢）は、①子どもが多くの人と関わる機会を増やす、②職員と子どもが関わる時間を増やす手助け、③園を知り地域に伝えてもらうこととしています。まゆみ会（裁縫ボランティアグループ）、クレヨン教室（クレヨンセラピー活動）、さをり織り教室、理容やヨガ教室など、多岐に亘る支援を受け入れています。地域BBSの会合に出席してボランティア支援のネットワークを拡充しようとしています。ボランティアの導入は、子どもたちのQOLを高めることにもつながり重要な取組ですが、一方では子どもの治療・支援の上でリスクとなることもありますから、受け入れにあたっては基本姿勢を明確にしてマニュアル等を再度見直して、職員にしっかりと周知するとともに、ボランティアに対する研修の実施も課題となります。学校教育等への協力については、弘済小中学校と連携を図り、新任教諭に対して施設見学や治療・支援の課題等を伝えることはしていますが、「地域の学校」に対する取組は行えていません。ただ、あおぞら子ども会を通じた部活交流は実施しています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者 評価結果
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b

【判断した理由・特記事項等】

園では、学校教育を始め医療・心理治療・生活支援面でも併設施設とのハイブリッド性を活かし、精神科医の往診を得るとともに、生活面でも多様なボランティアを導入して、内部完結型の環境が整っています。このため必要な社会資源としては消防署や自治体、社会福祉協議会および大阪市の諸機関などに限られています。それらについては連絡先リストが事務所に掲示されていますが、全ての職員間に周知されているとは言えません。また子どもたちが直接に利用して社会との関りをもつための資源等ではなく、資料の掲示も子ども向けとはなっていません。子どもが入所期間中に利用できる地域資源には図書館等の文化施設や衣服・日用品等の販売店、理美容サービス、公園など、多岐にあるはずですが、また、退所後に利用する可能性のあるグループホーム等については、一定の連携は保って、そこからの退所児についての相談等には応じていますが、園から積極的に関与することは控えています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者 評価結果
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
【判断した理由・特記事項等】	
<p>地域との関わりは地域の子ども会への参加や、弘済フェスタにおける子育て相談ブースの設置、地域の民生委員の施設見学などに限られています。そこには地域の福祉ニーズ等を把握するといった意図はなく、本評価項目が求める取組とはなっていません。社会福祉法人の責務として、次の評価基準項目で問う地域に対する公益的事業の推進は欠かすことができませんが、そのためには園が立地する地域（吹田市あるいは古江台地区）に内在する福祉ニーズ等（生活課題を含む）を把握することが求められます。</p>	

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
【判断した理由・特記事項等】	
<p>大阪市の指定管理施設としての制約や施設の構造的な側面から地域とのかかわりが困難とのことですが、今後進めていくことになる施設の小規模化や地域分散による家庭的養護の推進においては、地域との共生は避けることができません。法人の令和2年度児童心理治療施設事業計画には（4）地域との交流についての項において「施設の有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行う。」と明記されています。その経営理念・方針によれば、地域の子育て支援や要保護対象児童に対する民生委員活動の支援など、園が有する人的資源の活用が想定できます。あるいは、園が有する物的資源を開放することによる地域の防災対策や被災時における支援に有用な機能が発揮できるはずです。</p>	

Ⅲ 適切な治療・支援の実施

1 子ども本位の治療・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>理念や基本方針に、子どもを尊重した治療・支援について明示されており、権利擁護に関する規定やマニュアルも整備され、職員会議や研修などで、それらを理解する取り組みも行われています。また、個別支援に於いても、子どもを尊重した治療・支援の基本姿勢が反映されています。ただ現場では、チームとしてのフォローは為されていますが、高圧的な言動も時々見られるようです。職員自身の感情をコントロールする技術を習得する取り組みも必要です。</p>	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>プライバシー保護規定及びマニュアルが整備され、職員へは研修等でその理解が図られています。また治療・支援はそのプライバシー保護規定及びマニュアルに基づいて行われています。ただ、大舎制であることや施設建物の老朽化等ハード面の制約の為、子どもたち一人ひとりのプライバシーを確保するのは難しい状況です。その様な中でも、ベッドをカーテンで仕切るなどの工夫を行い、個別の空間を確保するように努めています。また、個別の相談時は同室の子どもが居ない時などに時間を設定するなどの工夫も行っています。子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取り組みの説明は、入園時に行っていますが、その後の取組がなされていません。定期的に見直し、説明する機会を設けることを期待します。</p>	

(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者 評価結果
① 30 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>理念や基本方針、治療・支援の内容や施設の特性等については、パンフレットや園のしおりに記載されており、入園時に子どもや保護者等に丁寧に説明もされていますが、多様で深い家庭事情により、必ずしも全ての保護者等に説明出来ている訳ではありません。また、施設を紹介する資料については、低年齢の子どもにとって必ずしも分かりやすいとは言えず、資料について知らない職員もいるようです。今後は資料の見直しを定期的に行い、職員への周知に努めることが求められます。</p>	

<p>② 31 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>入園の理由や背景は様々なので、全ての子ども保護者等に説明出来ている訳ではありません。また自己決定が難しい子どもたちや保護者等もおられますが、出来るだけ、治療・支援の開始・過程において、子どもたちや保護者等にわかりやすく説明するようにしています。その場合、子どもたちや保護者等の自己決定を尊重するようにもしています。しかしながら、治療・支援の開始・過程において子どもたちや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残すことは行われていませんし意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてはルール化されてもいません。今後は、施設内でのルール化と書面に残す取り組みを構築されることが望まれます。</p>		
<p>③ 32 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>治療・支援の内容を変更する際は、子どもたちの意見も聞き、職員会議等で吟味されて行われています。他の施設や地域・家庭へ移行する場合には、治療・支援の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書の作成も行っています。また、退園した後も園として子どもや保護者等に対して相談が出来るようにしその説明もしていますが、文書を手渡すことは出来ていません。更に退園後の対応も退園時の担当者が行っているようで、園全体での対応となっていません。園自体でも問題意識はもっており、3年ほど前にアフターケア委員会を設置し、アフターケアに付いての取り組みを始めた事は評価出来ます。</p>		
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>子どもたち同士での話し合い活動や男子棟、女子棟会議、フロア会議等、子どもたちの意見を聞く機会は、定期的に持たれています。安心安全アンケートも定期的実施して、園内の問題や子どもたちの要求にも耳を傾けるようにしています。個別相談は職員が子どもたちの変化に気づいた時や、子どもたちの方から要求があった場合にも、建物の構造上個室が用意しにくいですが、様々な工夫をして、聞き取るようにもしています。子ども参画のもとでの検討会議は行われていないようですが、職員で検討した内容や結果は、丁寧に子ども達へ伝えるようにもしています。</p>		
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>苦情解決の責任者は園長で、苦情は子どもたちや保護者等の担当者が受付ける仕組みとなっています。苦情が来た場合は第三者委員会にて協議が行われて、解決に向けての経過や結果は文書に保管されて、苦情申し出の子どもや保護者等に報告もしていますが、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮した公開は法人のHPで公開されているに留まっています。また苦情解決の仕組みは、子どもや保護者等に説明はされていますが、掲示物を掲示したり文書を手渡すなどは行われていません。今後は、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物を掲示したり、資料を子どもや保護者等に配布する取り組みを行い、園として公開する取り組みが必要です。</p>		
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>入園の際や治療・支援の現場で、子どもが相談や意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることは説明されていますが、文書を掲示したり配布することは行われていません。建物の構造上、意見を述べやすいスペースを確保するのは難しいですが、職員は工夫して個別に相談に乗れるようにしています。今後は、子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることを分かりやすく説明した文書の掲示や配布を行うよう望まれます。</p>		

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>安心安全アンケートや子ども会議、棟会議など話し合いの機会を多く持って、子どもたちの意見をくみ取る仕組みを構築しています。意見箱が設置され、意見箱は園長のみ開けられるようになっていて、直接園長に意見が届くようになっています。意見箱に投函された意見や相談に対する対応や結果については、その内容によって様々な方法で子どもたちに伝えています。子どもから相談や意見を受けた際の記録方法、報告手順、対応等が記されたマニュアルが整備され、毎朝の連絡会、月1回のリーダー会、フロア会議、安全委員会などで、処遇や対応が検討されていますが、職員へのマニュアルの周知が不十分な様です。また、マニュアルを定期的に見直していません。今後はマニュアルの内容を見直し充実させ、職員への周知を徹底することが必要です。</p>		

(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>園長をリスクマネジメントに関する責任者とし、安全委員会を設置して定期的に会議も行っています。安全確保・事故防止に関する研修も行っています。ヒヤリハット・インシデント事例は収集され、職員参画のもとで分析・検討もされていますが、その後の実施状況や実効性に付いての振り返りが不十分です。今後は、事故防止等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に分析、見直しを行って、リスクマネジメント体制を強固にする取り組みが求められます。</p>		

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>感染症に対する予防マニュアルは整備されています。感染症対策について、園長を責任者として管理体制は整備されていますが、緊急時における役割が園長以外は明確ではありません。緊急時の職員の役割を明確にすることが必要です。今年度は新型コロナウイルスへの対応が急務の事となりましたが、国の方針が度々変化中、看護師や栄養士にその都度マニュアルや対策の作成を指示し、職員会議等でシミュレーションを行い対応していたことは評価出来ます。</p>		

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>災害時における各種マニュアルは整備されています。賞味期限を記載した備蓄食一覧も作成され、賞味期限が迫った食材は施設内で消費し、消費した食材を追加する体制も構築されています。立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画（BCP）」を定め、必要な対策・訓練等が行われていますが、定期的な見直しは行われていません。今後は「事業継続計画（BCP）」の見直しが求められます。また、公共建築物法定点検は毎年行われていますが、①南棟階段室縦穴区画なし（1-3階間）②排煙設備（自然排煙口）不備 ③非常照明の不良及び未設置箇所有り が毎年指摘されています。報告書では「既存不適格」とされていますが、子ども達や職員の安全を脅かす重大指摘です。建物自体は大阪市の建物ですので、園の独自判断で手を加える訳にはいきませんが、3件とも避難時の安全確保に重要な基準ですので、早急に改善されることが大阪市にも強く求められます。着眼点は全てクリアしていますが、基本的な要件不備が放置されています。</p>		

2 治療・支援の質の確保

(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>治療・支援についての標準的な実施方法はチューターマニュアルとして文書化されています。またチューターマニュアルの他にも15のマニュアルがあり、各マニュアルには子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢も反映されています。しかしながら、各マニュアルにもとづいて治療・支援が実施されているかどうかを確認する仕組みは構築されていません。また職員への研修等もマニュアル全てにおいて行われている訳ではありません。コロナ禍の中、職員を一同に集めての会議や研修等は難しいですが、文書の回覧等の工夫で、治療・支援が実施されているかどうかを確認し、職員の研修の代わりとなるような取組が望まれます。</p>		

<p>② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>前項に記載したように、治療・支援の標準的な実施方法はチューターマニュアルとして文書化されています。チューターマニュアルは 気づく→チューターに報告→チューターがコメント欄に記入→コメントを精査→採用ならマニュアルに赤字で表示→各業務分類の更新、日時を更新 と言うプロセスで、日々の治療・支援のなかで検証・見直しがされています。ただ、検証・見直しは職員からのものが多く、子ども等からの提案が反映されていない場合もあるようです。また前項で記したように、チューターマニュアルの他15ものマニュアルがあり、見直しが追いつかないとの意見もあります。今後は子ども等からの提案も取り入れ、見直しの方法を工夫して、より充実したマニュアルとなることが望まれます。</p>		
<p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>個々の自立支援計画は園長を責任者として、職員2名が作成し主任が確認するという手法で策定されていますが、アセスメント手法が確立されているとは言えません。また、部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議は行われていますが、子どもの同意は含まれていません。アセスメントは3ヶ月に1度の見直しと規定されていますが、日々の治療・支援に追われ、それもままならない状況ですし、在園期間の長い子どものアセスメントは怠りがちとの意見もあります。今後は、アセスメント手法を確立し、子どもの意向把握と同意を含んだ自立支援計画の策定を行ない、定期的な見直しの取り組みが必要です。</p>		
<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>自立支援計画は、職員会議やフロア会議等で年に1度、検証と見直しが行われています。しかしながら見直しを行う際、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みの構築が不十分な様です。また、自立支援計画を緊急に変更する場合の手順も確立されていません。自立支援計画は子どもの治療・支援に関わる大事な事項ですので、組織的に検証、見直しを行う取り組みを確立することが必要です。</p>		
<p>(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 44 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>子どもに関する治療・支援の実施状況は一定の様式で記録されています。記録はPCで入力するようにされ、園内のネットワークでいつでも閲覧するようにも出来ています。記録に関する入力は、統一された様式で行われるよう新人研修等で指導も出来ています。園における情報の流れは明確ですし、情報の分別はされていますが、記録する情報の選択が各担当者任せであり、必要な情報が的確に届かない事があるようです。また、園内サーバーは単なるファイルサーバーであり、記録はWordやExcelで行われていますので、必要な情報がどのファイルに記載されているか分かりにくいので、すぐに必要な情報を見つけ出しにくいようです。サーバーのデータも数日ごとにバックアップが行われていますが、バックアップ期間のうちにファイル破損等の事故が起きた場合の対策も構築されていません。今後は記録ソフト等の導入も視野に入れたシステムの構築が必要です。</p>		
<p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>b</p>	
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>個人情報保護規定により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定は定められています。個人情報のファイルは鍵付きのロッカーに保管され、PC内のデータもパスワードがなければ、安易に閲覧出来ない様にされています。記録の管理に関しては職員に対し教育や研修等も行い、職員も個人情報保護の観点から理解も出来ています。ただ、個人情報の取り扱いについて、子どもや保護者等への説明が不十分なようです。今後は個人情報の取り扱いに付いての理解を得られるよう、子どもや保護者等への説明が十分行われることが望まれます。</p>		

□

内容評価基準（20項目）

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① A1 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>子ども一人ひとりに担当の心理士が配置され、子どもたちの心のケアにあたっています。精神科医が月に2回来園し、治療にあたり、その結果を心理士や職員にフィードバックしています。日々の支援については、毎朝の連絡会議で前日の出来事を報告し、ベテラン職員がアドバイスしています。</p> <p>2ヶ月に1回、職員、心理士、医師、時には教師も参加してケーススタディを実施し、問題となるケースについての支援を検討しています。更にケーススタディ会議を年1回開催し、全ての子どもたちについての支援を振り返り、更なる支援の充実を図っていて、必要に応じて医師からのアドバイスも受けています。</p> <p>子どもたちの治療・支援には、多職種、関係機関との連携が欠かせませんし、それを自立支援計画に反映することが必要です。現在は、医療・心理治療、学校教育、集団生活指導との連携はできていますが、家族との治療協力、地域の関係機関との連携は不足しています。今後は、更なる治療・支援の充実のために、家族や関係機関との連携を図ることが望まれます。また、まれではあっても、入院の必要が生じた場合に備えて、日頃から入院設備のある医療機関と連携しておくことが望まれます。</p>	
② A2 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>令和2年度の「支援目標」に、信頼される職員像が明記されていて、その中に日常的姿勢（傷つけない態度、気持ちを聞いてくれる、真の優しさ、真剣さ、大切にしている態度）が謳われています。職員は、日々の生活で、子どもたちと遊んだり、多くの時間を共有する中で、楽しみや喜びを共に味わい、子どもへの理解を深めています。日頃から、子どもたちが納得するよう、じっくり話し合うことを心がけるほか、相談事は速やかに解決するよう努めるなど、子どもたちとの信頼関係づくりをはかっています。また、職員間での対応の違いが生じないように、チームワークで支援し、心理士も支援についてアドバイスしています。</p> <p>日課は年齢に応じて決められていて、柔軟性には欠けていますが、予定が変更になると不安になる子どももいますし、また基準を与えないと誤った思考が直っていかないことに配慮して、一定のルールを設けています。子どもたちはルールの束縛から解かれて自己決定する中で、失敗する体験をし、社会で自立していく力を養うのが大事ですが、今は、子どもたちを守ることに重点が置かれ、失敗する前に職員が手を貸している状態です。失敗して傷つくことを恐れないで、失敗を体験させる支援が望まれます。</p>	
③ A3 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>月に1回、小学生は近隣地区へ職員と一緒に、中学生は近隣地区へ職員同伴なしで、高校生は一人で好きな場所に行く機会があります。お小遣いは、原則自由に使うことができますが、職員がお小遣い帳をチェックし、使い過ぎは注意しています。高校生には、携帯電話の料金を児童手当やアルバイト、お小遣いなどで賄えるよう指導しています。</p> <p>園では、主に高校3年生を対象に、ソーシャルスキルトレーニングを実施しているほか、一人で通院できるように『通院マニュアル』を作成したり、自立のための支援をしています。中学生は外塾に通うことや、外部模擬での体験などで、外の社会を体験していますが、十分とは言えず、高校になって初めての園外生活に馴染めない子どもが多くいます。外出の機会を増やしたり、公共機関を利用する機会をつくるなど、徐々に社会的スキルが身に付くような支援が望まれます。</p>	
④ A4 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>子どもたちには、問題行動を起こさせないスキルの習得を目指し、セカンドステップを実施しています。職員は、普段から、子どもたちの何気ない言動にも注意を払い、振り返りの時間を持つようにしたり、丁寧に話を聞くことで、問題行動の抑制につなげることを心がけています。暴力・不適応行動などの行動上の問題がある子どもの支援については、フロアで個別指導計画を策定し、それを管理職が確認後に指導開始するなど手順が決められており、計画は事務所に貼りだして、職員に周知しています。個別指導の取り組みには、行動によってレベルが設定され、危険度に応じて静養室での生活も視野に入れた支援を行っています。また、処置については、納得がいけない場合には苦情を申し立てることができることを子どもたちに伝えていきます。</p> <p>今後は、問題行動の要因や、環境との因果関係の分析にも力を入れ、子ども達たちの不適応行動の背景をより深く理解し、支援の更なる充実をはかることが望まれます。</p>	

(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成	第三者 評価結果
① A5 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>自治会活動や月に2回の話し合い活動で、どうしたら園の生活が良くなるか、楽しく暮らせるようになるか等のテーマで子どもたちが話し合う機会を設けています。また、毎日ゆうべの会を開き、子どもたちが言いたいことを言える体制ができていますし、それが、人前で話すことの訓練に繋がっています。</p> <p>年1回のフェスタの時には、子どもたちが主体的に企画、活動し、各フロアごとに出店して楽しんでいます。</p> <p>ただ、日課は平日・休日とも細かく決められていて、ゆとりがありません。また、クラブ活動は運動系の4つのクラブだけで、選択の余地はありません。日課や活動が決められた方が落ち着く特性の子どもが多いとはいえ、子どもたちの隠れた才能を発掘するためにも運動以外のクラブ活動を用意するなどの配慮が望まれます。</p>	
② A6 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>月に2回の話し合いの会やフロアごとのゆうべの会、子どもの委員会などでルールについて協議する機会があり、ルールの変更手順も決まっています、子どもたちの要望に応じて、時には、ルールの変更を可能にする体制があります。</p> <p>園ではアウトティング、キャンプなどの行事を設定していますし、月に1回買い物をする機会がありますが、社会的ルールを学ぶには不十分です。学校、生活が園内で完結する状況の中、社会的ルールの習得はハードルが高いですが、必要なスキルです。子どもたちが自然に無理なく社会的ルールを習得できるよう、今後は、外出や買い物など、園以外の社会に触れる機会を増やすことが望まれます。</p>	
(3) 子どもの権利擁護・支援	第三者 評価結果
① A7 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>園では、「虐待防止マニュアル」を策定し、その中に子どもへの権利侵害についても規程しています。子ども達には、入所時に『生活のしおり』を渡し、あなたには「安心・自信・自由」の3つの権利があること、同時に、ほかの子ども達にもこの権利があり、守られなければならないことを説明しています。</p> <p>子ども達に、CAP（子どもへの暴力防止）プログラムを実施し、大切な自分を守るための知識とスキルが身に付くように支援をしています。</p> <p>職員には、CSP（「被虐待児の保護者支援」のペアレンティングトレーニング）プログラムを実施し、人権侵害にならない適切な支援スキルを習得することを課しています。また、人権研修を実施し、子どもの権利について理解を深めるとともに、権利侵害の予防をしています。</p>	
② A8 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>園では、大舎制の利点である異年齢の子ども集団生活のなかで「子どもの育ちあい」（高校生は集団の面倒を見る、小さい子は人に面倒を見てもらうことを覚える。）があります。</p> <p>年に1回のフェスタでは、各フロアごとに出店し、子どもたちが協力すること、助け合うことの大切さを楽しみながら学んでいます。</p> <p>子どもたちは、入所前に児童相談所で『権利ノート』を、入所時には園の『生活のしおり』を受け取り、権利について説明を受けています。また、CAPプログラムで権利についても学んでいます。ただ、『権利ノート』や『生活のしおり』で、子どもたちが自らの権利を定期的に学習する機会はありません。権利を主張することを知らない、できない子どもたちが多く実情を踏まえ、今後はそのような機会を設け、子どもたちの権利意識を醸成することが望まれます。</p>	

(4) 被措置児童虐待の防止等	第三者 評価結果
① A9 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>虐待防止マニュアルには虐待防止のための取り組みがきめ細かに規程されていて、職員には年1回のマルトリートメント研修と人権研修を実施しています。子どもたちには、年3回安心安全アンケートを実施し、多方面の安心・安全を確認するとともに、個別面談を実施し聞き取りをしています。また、管理職及び各リーダーで構成する安全委員会で、フロアからの意見を集約し、子どもたちへの処遇に対しての危機管理を共有しています。日々の支援の記録を朝の連絡会で報告し、改善が求められる対応については、ベテラン職員が指導しています。</p> <p>しかしながら、不適切なかかわりの防止について、子どもたちに周知することはできていません。不適切な対応事例を安易に子どもに示すとフラッシュバックを起こす危険もあり、子どもたちへの周知には注意が必要ですが、子どもたちの特性に配慮しながら、話し合い活動の場を活用するなどして、周知を図ることが望まれます。</p>	

A-2 生活・健康・学習支援

(1) 食生活	第三者 評価結果
① A10 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>食事意向調査を年1回実施していて、子どもからのリクエストメニューは献立に反映しています。予め苦手な食べ物については、量を減らし、食べ残しが無いよう、食べ物を無駄にしないように、食育教育を実践しています。子どもたちが育てた畑の野菜を料理に使っていることも食育教育の一環となっています。月に1回、子どもたちでご飯を作る会を実施し、食への関心を高め、料理を習得する機会を設けています。高校生はお弁当を自分達で作っています。</p> <p>小麦アレルギーや、エビ・カニアレルギーなどのアレルギーの子どもには除去食を提供しています。行事食を取り入れるとともに、ハロウィン、クリスマス等行事の時には、食堂の飾りつけを行い、雰囲気盛り上げています。しかしながら、普段の食事風景からは、温かい雰囲気は感じられません。食事をおいしく食べるための雰囲気作りや配膳を子どもたちに担当させるなどの工夫が望まれます。</p>	

(2) 衣生活	第三者 評価結果
① A11 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>年2回の衣料購入には、職員が同行し、子どもたちが一人ひとりサイズに合った衣服を自分で選んで購入するのを見守ったり、予算内で欲しい物が買えるように、一緒に計算したり、アドバイスしたりしています。子どもたちは各々、自分の好みに合った衣服を身に着けています。洗濯は中学生以上の子どもたちは毎日自身で行い、清潔な衣類を身に着けています。補修やアイロンがけは、原則職員がしています。退園後社会的に自立した生活をするための、高校生には、補修やアイロンがけなどの生活習慣が身につくような支援が望まれます。</p>	

(3) 住生活	第三者 評価結果
① A12 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>建物の構造上、個室の確保が難しく、2人・4人部屋のベッド周りをカーテンで仕切りプライベートな空間としています。</p> <p>部屋割りはフロア会議で決定し、年2回部屋割りの見直しが行われていますが、高校生が小学生と同室だったりしています。構造上難しいとは思いますが、高校生には個室を提供できるような部屋割りの工夫が望まれます。また、破損した状態のままの箇所がいくつか見られます。施設の老朽化で補修が追い付かないこともありますが、少しでも快適な空間となるような工夫が望まれます。</p>	

② A13 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	b
---	---

【判断した理由・特記事項等】

休日の朝には30分間の身辺整理の時間を設け、職員がその出来具合をチェックするなど、整理整頓の習慣が身に付くように日課が決められています。しかしながら、収納スペースが少なく、持ち物が収まりきれておらず、そのため、雑然とした状態になっています。また、老朽化した建物の破損をできる限り職員が修理し、時には子どもたちも手伝っていますが、十分とは言えません。子どもたちと一緒に補修する機会を増やし、少しでも住環境が改善されることが望まれます。

(4) 健康と安全	第三者 評価結果
-----------	-------------

① A14 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
--	---

【判断した理由・特記事項等】

子どもの健康状態は、フロア職員が日々観察し把握していて、睡眠時間は記録しています。小学生の入浴には、コロナの流行以前は職員と一緒に入って、体や髪を洗うことなどの支援をしていましたが、今は、浴室内で見守りながら支援しています。
子どもたちは身体の不調を訴えることが多々ありますが、その時は看護師が子どもたちが落ち着くまでじっくり話を聞くことを心がけています。自傷行為をする子どもも少なくないですが、心理士が子どもと話し合っ、それに替わる手段を増やすような指導をしています。また、心理士に自由に相談できる体制も整備しています。

② A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
---	---

【判断した理由・特記事項等】

子どもの健康管理は、看護師が責任者として、役割を担っています。特に注意を要する服薬管理については、看護師がそれぞれの子どもの薬を2週間分セットしてフロアに配り、フロア職員は、朝・昼・夜と仕訳ボックスに入れて、その都度、子どもたちに手渡し、きちんと服用しているかを確認し、それを医務日誌につけています。看護師がそれをチェックする服薬管理体制がきちんと整備されています。
診療科目ごとに連携している医療機関があり、スムーズに受診できる体制が整っています。また、新たな医療機関を利用する際には、受診前にパンフレットを送付し、子どもへの理解を促し、受診がスムーズに行くよう看護師が手配しています。
看護師がコロナ対応マニュアルを作成し、コロナ対策にかかる行政施策の変遷に即応して、改良を加えていることは評価できます。

(5) 性に関する支援等	第三者 評価結果
--------------	-------------

① A16 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	a
---	---

【判断した理由・特記事項等】

各フロア職員、看護師、心理士からなる性教育委員会を中心に、小学生、中学生、高校生、学齢に応じたプログラムを用意し、中学3年生には、特に手厚く性教育を実施しています。教材は目で見てわかりやすいように工夫されています。月に1回性教育委員会で進捗状況を報告し、問題点を共有しています。また、緊急対応マニュアルを整備し、性問題を発見した際に、新人でも適切に対応できる体制を整えています。
子どもたちには年3回安心安全アンケートを実施し、その後個人面談で安心・安全が守られているかを聞き取り、児童記録に書き記し、職員会議で発表して共有を図っています。園では恋愛は禁止になっていて、『恋愛ルールの歴史』冊子が各フロアに配備されています。子ども達の心の動きを止めることはできませんが、性問題発生の予防策の一端として、ゆうべの会で冊子を読むなどの工夫に期待します。

(6) 学習支援、進路支援等	第三者 評価結果
① A17 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>学習支援については、家庭教師、外部の塾、出張塾（発達障害や不登校といった特別なニーズのある子どもたちを対象にした塾）など、子どもたちの状況に応じていろいろな支援が用意され、手厚い体制が整っています。さらに、各フロアの職員、心理士で構成される学習支援委員会が、個々の子どもの学力に応じた学習支援、個々の子どもに合った学習支援方法を検討し、塾との調整などにあたっています。進路選択には、本人の自主性を尊重しつつも、難しいと判断した場合は別の選択肢を提示したりもしています。また、保護者や学校、児童相談所と連携し、意見を統一して子どもたちを混乱させないように配慮しています。</p> <p>保育室が学習室として使われていますが、受験を控えた子どもたちのための個別スペースはありません。今後はそのようなスペースを確保する努力が望まれます。</p>	

A-3 通所支援

(1) 通所による支援	第三者 評価結果
① A18 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】	
通所事業を行っていないので、本項目は非該当とします。	

A-4 支援の継続性とアフターケア

(1) 親子関係の再構築支援等	第三者 評価結果
① A19 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>連絡が取れる保護者は半分もないのが実情ですが、顔を会わず機会のない保護者には、支援担当職員や時には心理士が手紙で子どもの様子、支援方針を知らせたり、電話をしたりして、信頼関係の構築に努めています。保護者が面会に来た時には、子ども担当職員が保護者の話を聞くなどの対応もしています。親の治療は本来児童相談所の役割ですが、親を支援する必要性を痛感し、心理士が中心になって、親治療をしていこうという動きもあります。面会、外出、一時帰宅については、児童相談所との協議の上実施していますが、ルール化はされていません。また、家庭支援相談員はいますが、専任でないこともあり、現在十分機能していません。今後は、家庭支援相談員が中心となって、面会などのルール化や児童相談所との更なる連携を図るなどの積極的な対応が望まれます。</p>	
② A20 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>通学の関係で、中3、高3卒業を期に退園することが一般的ですが、その多くは家庭に復帰しています。大阪市管施設であることもあって、その後の通園者はいません。園としては今は、退園して一人暮らしをしている子どもたちのアフターケアが中心で、園にいた時の支援担当職員が関係を継続するようにするなど、個人の努力に支えられています。職員の個人的負担を減らし、更に充実した支援を実施するため、勤務年数の長い職員を中心にアフターケア委員会を設置し、今年度は「アフターケア計画書」を策定し、組織的に行う体制を整えつつあります。家庭復帰した子どもへのアフターケアも視野に入れて支援していくため、退園者とのLINEも整備してきています。LINEを通じて、情報収集し、必要な時に必要な支援ができる体制をアフターケア委員を中心に整えつつあることは、評価できます。通園機能はありませんが、LINEで心理士や支援担当職員が相談にのったりというフォローをしています。</p>	